

2023年11月8日

博士学位請求論文審査報告

申請者：

五十嵐 舞（一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程、SD151001）

論文題目：

9/11以降のフェミニズムの連帯

—ジュディス・バトラーのプレカリティの倫理とトニ・モリスンの可能性—

論文審査委員

秋山晋吾

貴堂嘉之

杉山直子

1. 本論文の概要

本論文は、ジュディス・バトラーのプレカリティをめぐる議論を批判的に解釈し、それを手掛かりとしながらトニ・モリスンの諸作品の読み直すことを通じて、9/11（2000年の同時多発テロ）以降のフェミニズムの連帯の可能性を考察するものである。バトラーは、『生のあやうさ』所収の「暴力、喪、政治」において、愛し欲望した他者を喪失する経験が、自身を自立した存在とみなす欲望に反する根源的な他者との間の相互依存性への気づきに導くとし、そこから暴力に抵抗する倫理的共同体の形成を構想する。本論文では、バトラーのこの議論が孕む問題性、すなわち、喪失を経験した者が抱く失ったものへの執着や、自らを自律した存在とみなす契機を欠いた主体が直面する喪に服することそのものからの排除を有効に組み込めないことを指摘したうえで、モリスンの諸作品を分析する。「レシタティブ」を題材とした分析においては、障害をもつ身体のステレオタイプ化、怪物性・逸脱した身体のイメージの付与とそれへの抵抗を通して、歴史的に自律性を否定された存在にとっての自律性の追求、バトラーが克服の必要を論じた自律性への欲望を追求することの意味を論じる。また、『ジャズ』の分析においては、他者を愛し所有するという選択の主体となることからそもそも排除された存在を主体化する可能性を見通すことで、愛の規範化とその暴力性を明らかにする。それを介して、バトラーの喪をめぐる議論に潜む規範化（愛する者の喪失を克服するという規範的道筋）を相対化する。これらの分析を通じて本論文は、9/11を契機に表出したアメリカ社会の他者への態度の変容と暴力の容認に対する抵抗と、グローバルな連帯の可能性を論じる。

2. 本論文の成果と問題点

本論文の成果として認められるのは、以下の諸点である。

まず、本論文は、ジュディス・バトラーの議論を手掛かりにトニ・モリスンの諸作品を分析していくという、手法ならびに題材の点で高いオリジナリティをもつ意欲的な研究である。バトラーとモリスンの難解なテキストの丁寧な読解を通じた分析は、両者の議論のいわば化学反応を抽出しようとするもので、広い拡がりもつ野心的な取り組みとして評価することができる。バトラーとモリスンの関係については、これまでの先行研究においてもしばしば指摘されるものであったが、両者が互いに作品を読み、言及しているという外形的な指摘にとどまらず、喪、プレカリティの議論を軸に、その議論の親和性を深く考察し、この問題設定の可能性を示したことの意義は大きい。

また、個別のモリスンの作品、とくに第3章の「レシタティブ」の分析は緻密に組み立てられた作品分析として高く評価できる。

さらに、バトラーとモリスンに関する分析が、9/11以降のフェミニズムの運動、そしてその連帯の可能性を模索するという作品分析にとどまらない問題意識の中に有機的に位置づけられていることが、本論文の意義を高めている。運動のさまざまな主体、そしてその主体の自律性をめぐるさまざまな差異、それにとまなう運動と主体、他者に対する関係性の多様性を見据えたうえでの連帯を論じるための糸口を提示することに成功していると言える。

上記以外にも本論文の成果は少なくないが、残された課題がないわけではない。本論文の問題設定、題材が野心的であるがために、バトラーを扱った章での議論とモリスンを扱った章での分析の間のつながりが十分明瞭であるとは言えず、より有機的に議論を展開させることが望まれる。それによって、本論文のインパクトは格段に強化されるであろう。また、9/11以降に発露する暴力に抵抗するための連帯の可能性を示すことを目指しつつも、具体的な運動に関する議論に多くの紙幅が割かれていないために、連帯の可能性の具体的な道筋を十分には提示しえていない。ただ、こうした課題は本論文の学位論文としての水準を損なうものではなく、また五十嵐氏もこれらを十分に自覚しているところであり、今後の研究において克服されることが期待される。

3. 最終試験の結果の要旨

2023年10月20日、学位請求論文提出者、五十嵐舞氏の論文についての最終試験を行った。本試験において、審査委員が、提出論文「9/11以降のフェミニズムの連帯—ジュディス・バトラーのプレカリティの倫理とトニ・モリスンの可能性—」に関する疑問点について逐一説明を求めたのに対し、氏はいずれも的確に応答し、十分な説明を与えた。よって審査委員一同は、五十嵐舞氏が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士(社会学)の学位を授与されるに必要な研究業績および学力を有するものと認定した。